

後期高齢者医療事務新任担当者研修会

事業課

保険給付1グループ説明資料

平成25年4月

日時:平成25年4月24日(水)～26日(金)

午前9時30分～午後5時

場所:沖縄県後期高齢者医療広域連合 第一会議室

後期高齢者医療事務新任担当者研修会

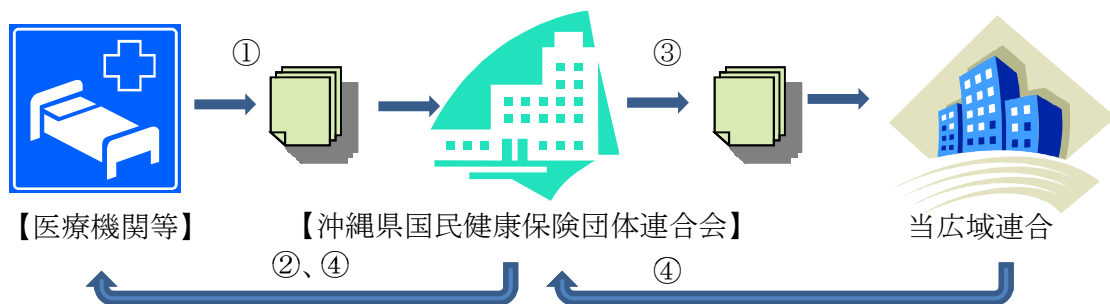
事業課・保険給付1グループ

1、保険給付1グループの業務説明

【レセプト点検業務について】

保険給付1グループでは、沖縄県国民健康保険団体連合会による一次審査を経た、医療機関からの医療給付費の請求書であるレセプト(診療報酬明細書)の二次審査を行っております。

※医療給付費…医療費総額の被保険者の自己負担額(医療費総額を10割とすると、その内の1割又は3割)を除いた保険者負担額(医療費総額の9割又は7割)です。



①医療機関等より、医療費の請求。沖縄県国民健康保険団体連合会にて一次点検を行う。

②一次点検にて、レセプトに不備があった場合、医療機関等へ返戻致します。

③一次点検を通過したレセプトが当広域連合へ到着します。

④当広域連合にて二次点検を行い、レセプトに不備や疑義があれば、沖縄県国民健康保険団体連合会を通して医療機関等へ返戻致します。

※レセプト情報の確認時期

医療機関等において4月に医療を受けた場合、翌5月に医療機関等は国保連合会へレセプトを提出し、国保連合会は5月中に一次点検を行います。

一次点検を通過したレセプトは、翌6月に当広域連合に到着し、6月中で二次点検を行います。

診療を受けて、標準システムにてレセプト情報が確認できるのは最短で2ヶ月後となります。

二次審査では、レセプトにおける被保険者の資格点検及び内容点検を行っております。

※資格点検…被保険者の自己負担割合や限度額認定など資格に関わる点検を標準システムを使用して行っております。

※内容点検…被保険者が医療機関等で受けた診療行為や処方された薬剤が、法で定められた診療報酬点数にて請求が行われているかを点検しております。

2、業務上での留意点について

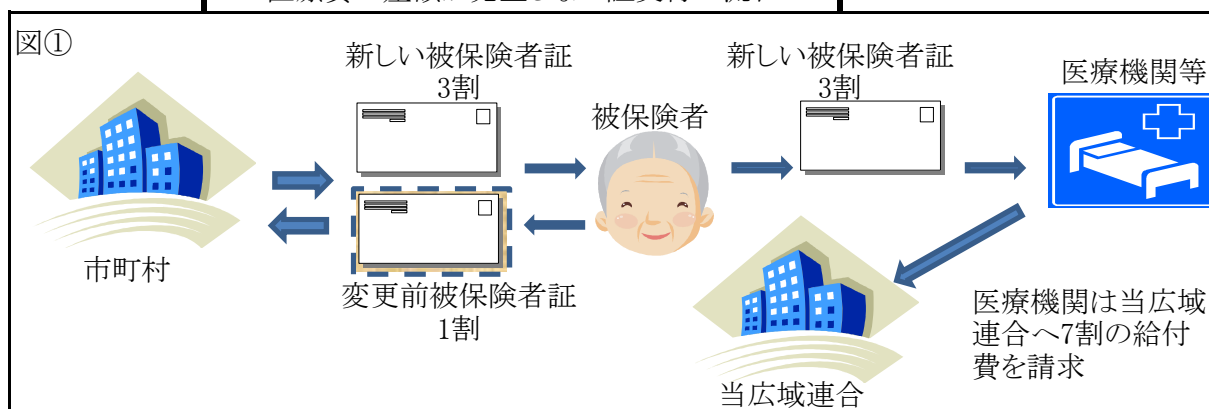
【被保険者証回収の徹底】

後期高齢者医療の被保険者は、被保険者証に記載されている1割又は3割の自己負担割合で医療機関等で医療を受けた際に、自己負担金額を支払います。

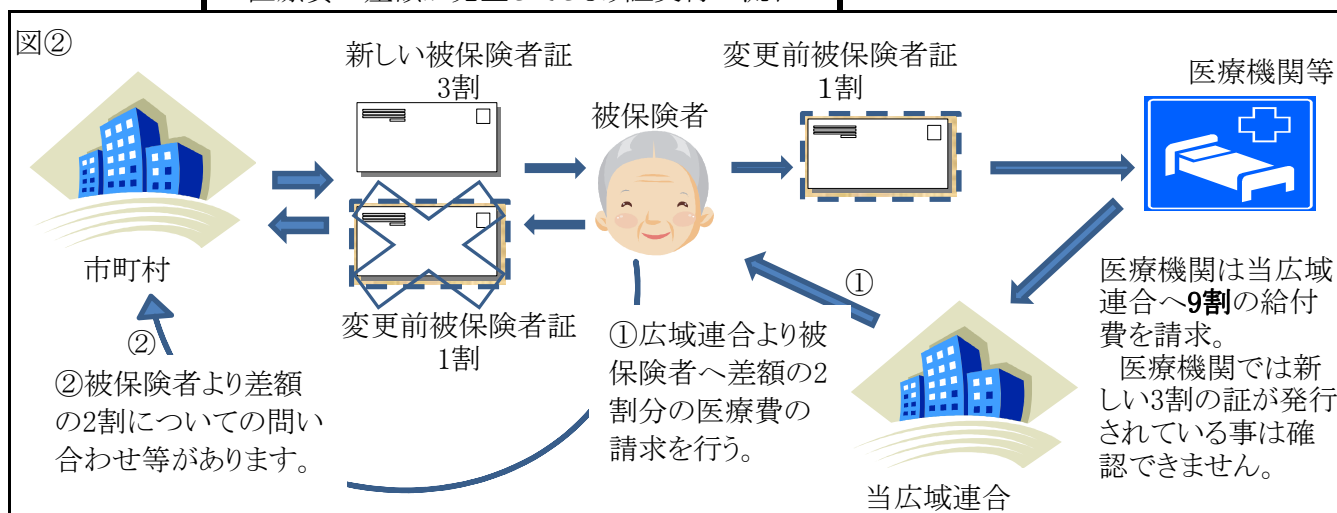
その為、年度途中で自己負担割合が1割から3割又は3割から1割へ変更した被保険者に対して新しい被保険者証を交付する際は、変更前の被保険者証回収の徹底をお願い致します。

変更前の被保険者証を医療機関等へ提示した場合、後日、被保険者から負担割合の差額を徴収したり、還付を行うこととなり、窓口業務の事務量増大だけではなく、被保険者への負担も増大します。

医療費の差額が発生しない証交付の流れ



医療費の差額が発生してしまう証交付の流れ



【負担区分の入力について】

レセプトの資格点検にて、自己負担区分が入力されていない状態の被保険者が毎月約50～60名ほどおります。

これは、被保険者自身の所得情報等が確認出来ない為に負担区分が判定できずに入力がなされていないことが原因ですが、被保険者が医療機関等で支払った自己負担額が遡って変更する恐れがありますので、負担区分が判断出来ない理由を解決していただき負担区分の入力を行うようお願い致します。